

# 資料 7

## 司法修習生に対する貸与制について（概要）

- 1 司法修習生が修習に専念することができるようにするため、国（最高裁判所）が司法修習生に対し、その申請により、修習資金（仮称。以下同じ。）を貸与するものとする。
- 2 修習資金は、返還期限が経過するまでは無利息とする（返還期限を経過したときは、延滞利息を付すものとする。）。
- 3 貸与額については、司法修習生が修習に専念することができる水準の額とし、数段階の貸与月額を設定して、司法修習生が選択する額を貸与するものとし、扶養家族を有し住居を賃借している司法修習生は相応分を加算した額の貸与を受けることができるものとする。
- 4 修習資金の返還については、修習終了後数年間は返還を据え置き、その後10年間の年賦等による均等返還とするが、繰上返還も認めるものとする。
- 5 被貸与者が災害、傷病その他やむを得ない理由により修習資金を返還することが困難となったときは、その返還の期限を猶予することができるものとする。
- 6 被貸与者が死亡又は精神若しくは身体の故障により修習資金を返還することができなくなったときは、その全部又は一部の返還を免除することができるものとする。
- 7 司法修習生に対し、旅費を支給するものとする。
- 8 修習資金の貸与制は、平成18年秋から開始される新司法修習（新司法試験の合格者に対する修習）から導入するものとする。なお、貸与制の導入までに既に修習を開始した司法修習生については、経過措置として、給費制を継続するものとする。
- 9 貸与制の制度設計については、法律（裁判所法）上はその骨格を規定し、貸与額等の制度の詳細は最高裁判所規則で規定する。

## 司法制度改革審議会意見（平成13年6月12日）（抄）

### 司法制度を支える法曹の在り方

#### 第2 法曹養成制度の改革

##### 4. 司法修習

新司法試験実施後の司法修習は、修習生の増加に実効的に対応するとともに、法科大学院での教育内容をも踏まえ、実務修習を中核として位置付けつつ、修習内容を適切に工夫して実施すべきである。

給費制については、その在り方を検討すべきである。

司法研修所の管理・運営については、法曹三者の協働関係を一層強化するとともに、法科大学院関係者や外部の有識者の声をも適切に反映させる仕組みを設けるべきである。

(1) 修習の内容（略）

(2) 給費制の在り方

修習生に対する給与の支給（給費制）については、将来的には貸与制への切替えや廃止をすべきではないかとの指摘もあり、新たな法曹養成制度全体の中での司法修習の位置付けを考慮しつつ、その在り方を検討すべきである。

(3) 司法研修所（略）

## 司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）（抄）

### 司法制度を支える体制の充実強化

#### 第2 法曹養成制度の改革

##### 3 司法修習

(1) 新司法試験実施後の司法修習が、司法修習生の増加に実効的に対応するとともに、法科大学院での教育内容をも踏まえ、実務修習を中核として位置付けつつ、修習内容を適切に工夫して実施されるよう、司法修習の具体的な内容等について、最高裁における検討状況を踏まえた上で検討を行い、少なくとも主要な事項の枠組みについて結論を得る。また、併せて、司法修習生の給費制の在り方につき検討を行う。（本部）

(2)（略）